

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：斜里町病院事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和36年10月11日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	斜里町	職員数 (H22. 4. 1現在)	98
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	5.9	(20年度)	財政力指数	0.365	(21年度)
資金不足比率(健全化法)(%)		(年度)	財政力指数(臨財債振替前)		(年度)
経常収支比率(%)	85.9	(20年度)	実質公債費比率(%)	15.2	(21年度)
			将来負担比率(%)	98.2	(20年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 に示を付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	斜里町病院事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成26年度
計画策定責任者	斜里町長 村田 均
既存計画との関係	斜里町集中改革プラン（H16～H20）
公表の方法等	町広報紙、議会報告
基本方針	町内唯一の病院として、又、公的病院の責務として常勤医師確保による診療体制の整備拡充を図り、診療報酬収入の増収を見込むことにより、医業収支の改善、経営の安定化を実現する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			171,588.4	171,588.4
	補償金免除額			29,685.1	29,685.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	病院事業債			171,588,345	171,588,345
合 計 (A)				171,588,345	171,588,345
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				171,588,345	171,588,345

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容								
財務上の特徴	<p>1) 平成15年度には常勤医師6人体制で入院・外来診察を行ってきたが、18年度末には4名となり、更に平成21年度には2名いた内科医師も年度末までに順次退職をすることとなり、その影響として入院患者の転院や新規患者の入院制限による病床利用率の低下や外来患者の他院紹介を実施せざるを得ない状況から外来受診数の減少につながっており、医業収益全体の低下を引き起こしている。</p> <p>2) 常勤内科医師の補充採用のため関係団体や伝をも頼り取り組んできたが、医師研修制度の改正や地方勤務の激務からか応募者が見つからない状態が続き、非常勤医師を数多く確保することにより医師換算を保ちつつ診療報酬の減収を食い止めて来たが、21年度に2名の内科医師が順次退職をすることとなり、入院・外来患者の減少による大幅な医業収益減が発生した。</p> <p>3) 出生率の低下等、採算性の面では開設継続が厳しい「小児科」と「婦人科」についても、地域住民の継続要望に応えるべく、また、旭川医大医局の全面的協力による医師派遣を受け、今日まで継続開設がなされている。</p> <p>4) 度重なる医療制度改正での自己負担増が、高齢者を中心に受診控えを引き起こしている状況にあり、外来受診人数の低下につながっている。</p>								
経 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>常勤内科医師複数名の早期採用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>内科常勤医師採用による新規入院患者の受入再開をおこない病床利用率の向上と、現在、一般60床、療養55床、計111床の病床の再編を行うことによる1人1日当たりの入院費用の増収や、内科の午後診療の再開や2診体制の確立による外来受診患者の増加等、診療報酬収入の増収</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	常勤内科医師複数名の早期採用	課 題 ②	内科常勤医師採用による新規入院患者の受入再開をおこない病床利用率の向上と、現在、一般60床、療養55床、計111床の病床の再編を行うことによる1人1日当たりの入院費用の増収や、内科の午後診療の再開や2診体制の確立による外来受診患者の増加等、診療報酬収入の増収	課 題 ③		課 題 ④	
課 題 ①	常勤内科医師複数名の早期採用								
課 題 ②	内科常勤医師採用による新規入院患者の受入再開をおこない病床利用率の向上と、現在、一般60床、療養55床、計111床の病床の再編を行うことによる1人1日当たりの入院費用の増収や、内科の午後診療の再開や2診体制の確立による外来受診患者の増加等、診療報酬収入の増収								
課 題 ③									
課 題 ④									
留 意 事 項									

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
区 分	1. 企 業 債			11.2			183.2					
	└─ 資 本 費 平 準 化 債											
	2. 他 会 計 出 資 金	45.0	43.9	42.2	43.5	44.3	46.3	50.2	52.9	53.0	53.3	
	3. 他 会 計 補 助 金											
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金						6.9					
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金											
	9. そ の 他											
	計 (A)	45.0	43.9	53.4	43.5	44.3	236.4	50.2	52.9	53.0	53.3	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	45.0	43.9	53.4	43.5	44.3	236.4	50.2	52.9	53.0	53.3	
	資 本 的 収 入	1. 建 設 改 良 費						20.8				
		└─ うち 職 員 給 与 費										
		2. 企 業 債 償 還 金	67.5	65.9	74.5	65.2	66.5	241.0	75.3	80.1	80.2	80.8
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
		5. そ の 他										
計 (D)	67.5	65.9	74.5	65.2	66.5	261.8	75.3	80.1	80.2	80.8		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	22.5	22.0	21.1	21.7	22.2	25.4	25.1	27.2	27.2	27.5		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	22.5	22.0	21.1	21.7	22.2	25.4	25.1	27.2	27.2	27.5	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他											
計 (F)	22.5	22.0	21.1	21.7	22.2	25.4	25.1	27.2	27.2	27.5		
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)												
企 業 債 現 在 高 (H)	918.6	852.7	789.4	724.2	657.7	599.9	524.6	444.5	364.3	283.5		

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	192.0	276.1	305.1	356.4	472.1	512.2	497.2	355.5	331.6	289.1
	└─ うち 基 準 内 繰 入 金	192.0	276.1	305.1	279.9	472.1	512.2	497.2	355.5	331.6	289.1
	└─ うち 基 準 外 繰 入 金				76.5						
資 本 的 収 支 分	う ち 基 準 内 繰 入 金	45.0	43.9	42.2	43.5	44.3	46.3	50.2	52.9	53.0	53.3
	└─ うち 基 準 内 繰 入 金	45.0	43.9	42.2	43.5	44.3	46.3	50.2	52.9	53.0	53.3
	└─ うち 基 準 外 繰 入 金										
合 計	237.0	320.0	347.3	399.9	516.4	558.5	547.4	408.4	384.6	342.4	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)											
資本費 (円又は%)		6.6	6.8	6.7	5.9	5.8	5.9	4.0	3.8	3.6	3.3
総収支比率(法適用) (%)		94.0	97.2	98.5	100.7	100.2	98.1	101.0	100.4	100.7	100.8
経常収支比率(法適用) (%)		94.0	97.2	98.5	100.7	100.2	98.1	101.0	100.4	100.7	100.8
営業収支比率(法適用) (%)		87.4	84.3	81.8	82.3	75.9	70.7	75.3	82.9	85.0	87.8
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)		-58.4	-65.8	-69.2	-67.2	-71.9	-80.3	-71.6	-65.8	-63.5	-60.2
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	13.0	18.7	20.2	22.9	30.3	33.8	30.6	22.5	20.9	18.2
	うち基準内繰入金 (%)	13.0	18.7	20.2	22.9	30.3	33.8	30.6	22.5	20.9	18.2
	うち基準外繰入金 (%)										
	資本的収入分 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	19.6	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	19.6	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>退職不補充となっている内科常勤医師、また新たに採用募集している医師の確保に向け、町長を先頭に道内はもとより東京などの医大や関係団体へ常勤医師招へい行動並びに連携を図ると共に、病院ホームページや民間医師求人サイト等インターネットによる広域募集を行い、早期採用、充実した診療体制を確立することにより町内唯一の病院としての機能を維持しつつ、病床利用率の向上、外来診療や各種健診への受診者拡大を図り、患者一人当たり並びに職員一人当たりの診療収入単価の引上げを行う。</p> <p>①病床利用率 21年度 71%から 26年度末 80%へ</p> <p>②外来一日平均患者数 21年度 186人から 26年度末 215人へ</p> <p>③一人当たり診療収入（入院）18,000円から23,000円へ、(外来) 10,800円から11,400</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>上記1での診療収入や医療相談収入確保を行い、医業収支における不均衡予算の解消を図ることにより、一般会計からの繰入金削減を行う。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>現在のところ大規模投資の見込みはない。また、売却できる資産も持ち合わせていない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>①常勤医師配置後の非常勤医師報酬の見直し ②医事事務委託料の見直し ③介護職員紹介等手数料の見直し</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	<p>斜里町第3次行政改革や行財政の構造的改革の取り組みにより、職員の定数条例改正や職員数の純減を着実に実施し、当初H21.4月の目標職員数 198名はH20.4で192名と既に達成しているが、引き続き第4次行政改革の取り組み(H21～H25)により計画的な定員管理に努めていくこととする。なお、病院事業における職員については、第3次行革の中で診療報酬請求事務等の委託化により事務職員4名の削減を図ってきたが、内科常勤医師3名の補充採用できていないことや病床再編を見越しての看護師採用について、引き続き関係諸団体への医師招へい行動やインターネット等活用し公募していくこととする。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>斜里町第3次行政改革や行財政の構造的改革において、国家公務員の給与構造改革を踏まえての給与構造の見直しを実施してきているが、引き続き 第4次行政改革においても国家公務員の給与制度に準拠した給与水準や経済動向を見据えながら適正化に努めていく。病院職員についても同様。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>病院事業：該当無し</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>斜里町第3次行政改革や行財政の構造的改革において、退職時特別昇給の廃止を既に実施しており、今後は第4次行政改革に準じ実施していく。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>職員の健康管理、特にメンタルヘルスについては第4次行政改革に準じ取り組みを実施していく。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①	<p>斜里町第3次行政改革や行財政の構造的改革の推進により、事務事業の外部委託・民間委託について段階的に実施してきており、病院事業においても給食調理、施設管理・清掃・ボイラー作業、事務室当直、夜警、日直一部、受付・会計・請求事務について民間業者へ委託実施済みであり、今後も第4次行政改革による行政の責務と民間活力の効果等充分検討していく。また、病院事業において、1)非常勤医師の報酬・賃金について、複数名の日当直体制を見直すことより支出の削減を図る。2)医事事務委託について、契約更新時に委託料積算の見直しを行い節減を図る。3)入院病棟における看護職員について、仲介業者派遣から直接雇用に切り替え紹介手数料の削減を図る。を追加実施する。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>斜里町第3次行政改革の方針により指定管理者制度の導入について検討してきたが、その実現には至らず当面は直営による運営を継続し、病院事業経営健全化計画並びに公立病院改革プランの実施による経営改善を推し進め、病院の存続、医療環境の充実に努めることとする。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②	病院事業収益の大半は診療報酬収入であり、医療制度上その請求単価は全国一律が図られており一病院でどうこうできる問題ではないが、退職不補充となっている内科常勤医師を早急に採用することにより、院事業経営健全化計画並びに公立病院改革プランの実施を推し進め、診療体制を整備拡充し病床の再編と病床利用率の向上、外来受診者の拡大を図り、患者一人当りの診療収入単価の引上げを行う。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財務状況については、毎年町広報に一般会計と共に掲載済。19年度承認分経営健全化計画については策定後、町理事者への説明、議会報告、町広報紙に掲載、延長計画分についても同様に実施する。
○ 行政評価の導入		斜里町第4次行政改革においても行政経営の強化がうたわれており、現在行われている事務事業評価や政策評価の改善を図っていくこととなっているが、病院事業においては現時点での導入等予定はない。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	<p>新たな経費削減の方策として</p> <p>①非常勤医師の報酬・賃金について、複数名の日当直体制等を見直すことにより支出削減を図る。</p> <p>②医事事務委託の契約更新時に委託料の積算見直しを行い節減を図る。</p> <p>③入院病棟における看護職員を仲介業者派遣から直接雇用に切り替え紹介手数料の削減を図る。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>未採用となっている内科常勤医師を早期に採用する事により診療体制を整備拡充し、病床利用率の向上と受診者拡大を図り一人当り診療収入単価を引上げ、診療報酬の増額による医業収支の健全化により繰越欠損金の改善を図る。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>一般会計負担金等交付要綱の各項目に基づき一般会計からの繰入を実施している状況にあるが、早急に常勤内科医師の採用確保を図り、病院事業経営健全化計画や公立病院改革プランの実施、診療体制の整備充実を図ることによる経営改善を行い、単年度医業収支の純利益を上げることにより、一般会計からの繰出金の縮減を図る。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(5) 病院事業【延長計画策定団体】

●年度別目標

(単位:人、千円、%)

分類	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画第2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
累積欠損金比率	当初計画の目標値			69.6	76.3	72.6	68.8	60.9					
		(実績値)	65.8	69.2	67.2	71.9							
	延長計画の目標値					80.3	71.6			65.8	63.5	60.2	
		(実績値)											
企業債現在高	当初計画の目標値		789.4	724.2	657.7	588.3	515.8						
		(実績値)	852.7	789.4	724.2	657.7							
	延長計画の目標値					599.9	524.6			444.5	364.3	283.5	
		(実績値)											

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保	81,806	84,353	87,080	89,909	92,847	95,899					
		改善効果額		31,350	73,120	73,657	72,748	82,115	332,990				
		患者一日一人当収入の増	14.3	14.2	14.6	15.0	15.3	15.6					
		改善効果額		△ 0.1	0.4	0.4	0.3	0.3	1.3				
		その他	305,386	263,500	267,500	187,900	186,000	183,900					
		改善効果額		△ 41,886	4,000	△ 79,600	△ 1,900	△ 2,100	△ 121,486				
		医療相談収益	1,910	6,000	10,000	10,000	10,000	10,000					
		改善効果額		4,090	4,000	0	0	0	8,090				
		他会計補助金	246,101	200,000	200,000	120,400	118,500	116,400					
		改善効果額		△ 46,101	0	△ 79,600	△ 1,900	△ 2,100	△ 129,701				
費用削減	人件費の見直し	うち退職手当以外	623,861	624,980	632,869	628,009	623,159	618,299					
		うち正職員	341,473	359,711	377,380	377,380	377,380	377,380					
		改善効果額		△ 18,298	△ 17,609	0	0	0	△ 35,907				
		うち非常勤職員	282,388	265,209	255,489	250,629	245,779	240,919					
		改善効果額		17,179	9,720	4,860	4,850	4,860	41,469				
		その他	626,762	646,296	668,378	689,679	710,578	734,337					
		改善効果額		△ 19,534	△ 22,082	△ 21,301	△ 20,899	△ 23,759	△ 107,575				
		薬品費	304,698	313,086	330,869	348,638	366,017	385,654					
		改善効果額		△ 8,388	△ 17,783	△ 17,769	△ 17,379	△ 19,637	△ 80,956				
		賃貸借料・委託料	212,722	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000					
改善効果額		△ 7,278	0	0	0	0	△ 7,278						
当初計画改善効果額 合計									109,491				
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									2,531				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保													
		改善効果額											0		
		患者一日一人当収入の増												0.0	
		改善効果額												0	
		その他												0	
		改善効果額												0	
		補助金												0	
		改善効果額												0	
		費用削減	人件費の見直し	うち退職手当以外											
				うち正職員											
改善効果額													0		
うち非常勤職員															
改善効果額											17,000	19,000	22,000	58,000	
その他															
改善効果額											4,600	4,600	4,600	13,800	
委託料															
改善効果額											600	600	600	1,800	
手数料															
改善効果額									4,000	4,000	4,000	12,000			
延長計画改善効果額 合計 A												71,800			

(注)1 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	71,800
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C	
A+B+C	
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	29,685

(5) 病院事業【延長計画策定団体】(つづき)

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	目標	目標	目標	目標	目標	
経営指標	経常収支比率	94.0	97.2	98.5	100.7	100.2	98.1	101.1	100.4	100.7	100.8	
	医業収支比率	87.4	84.3	81.8	82.3	75.9	70.7	75.3	82.9	85.0	87.8	
	職員給与费率	56.6	60.8	63.9	63.3	69.1	78.8	70.3	64.6	62.8	60.1	
	薬品费率	25.3	23.5	24.4	26.1	28.4	26.0	29.2	25.1	25.1	25.1	
病床	病床利用率	材料费率	10.1	10.2	30.2	31.9	34.4	30.3	34.4	29.8	29.7	29.6
		一般	90.6	87.2	84.7	89.9	78.9	66.0	77.7	75.0	78.0	80.0
		療養	72.2	72.2	64.1	66.9	62.0	51.8	56.5			
		結核										
		精神										
		感染症										
	計	82.2	80.2	75.2	79.3	71.2	59.5	70.0	75.0	78.0	80.0	

- (注)1. 当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。
 2. 複数の病院を有する事業にあつては、病院ごとに作成すること。
 3. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段()書きすること。
 4. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

再編・ネットワーク化については、網走地域自治体病院等広域化・連携構想検討会議による圏域内の医療機関相互の役割分担や連携体制について、現在検討協議を進めている段階にあるので、その検討結果を踏まえた町理事者の判断を待ち指示ある体制作りを実施したい。

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

公立病院改革プランにおいては斜里町第3次行政改革の方針を受け、指定管理者制度の導入について検討してきたがその実現には至らず、当面は直営による運営を継続することとし、町内唯一の公立病院としての機能充実のため、現在いる医師の他、複数名の内科常勤医師確保による診療体制の確立と病床利用率等の向上を図り、経営の健全化を推し進めることに努めたい。